

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業
実施方針
(変更版)

令和6年3月26日

姫路市上下水道局

— 目 次 —

第1	事業に関する事項.....	1
1	事業の目的.....	1
2	事業の内容に関する事項.....	2
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	7
1	事業者選定に関する基本的な考え方.....	7
2	事業者の募集及び選定スケジュール.....	7
3	募集及び選定手続等.....	87
4	入札参加資格.....	98
5	事業提案の審査に関する事項.....	1615
6	提出書類の取扱い.....	1816
第3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項....	1917
1	予想されるリスクの分類と市と事業者での分担.....	1917
2	支払いに関する事項.....	2220
3	設計・建設業務の水準.....	2220
4	事業の実施状況の監視.....	2220
第4	契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項.....	2321
1	係争事由に係る基本的な考え方.....	2321
2	管轄裁判所の指定.....	2321
第5	本事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項.....	2422
1	本事業の継続に関する基本的な考え方.....	2422
2	事業の継続が困難となる場合の事由及び措置.....	2422
第6	その他、事業の実施に必要な事項.....	2623
1	債務負担行為.....	2623
2	情報公開及び情報提供.....	2623
3	本事業において使用する言語と通貨単位.....	2623
4	入札参加に伴う費用負担.....	2623
5	問い合わせ先.....	2623

第1 事業に関する事項

1 事業の目的

既設甲山浄水場は、二級河川市川水系市川の表流水を水源とした施設能力 60,000 m³/日の姫路市の基幹浄水場であり、昭和 45 年に供用を開始して以降、約 50 年が経過したことから、施設の老朽化や耐震性の不備が課題となっている。

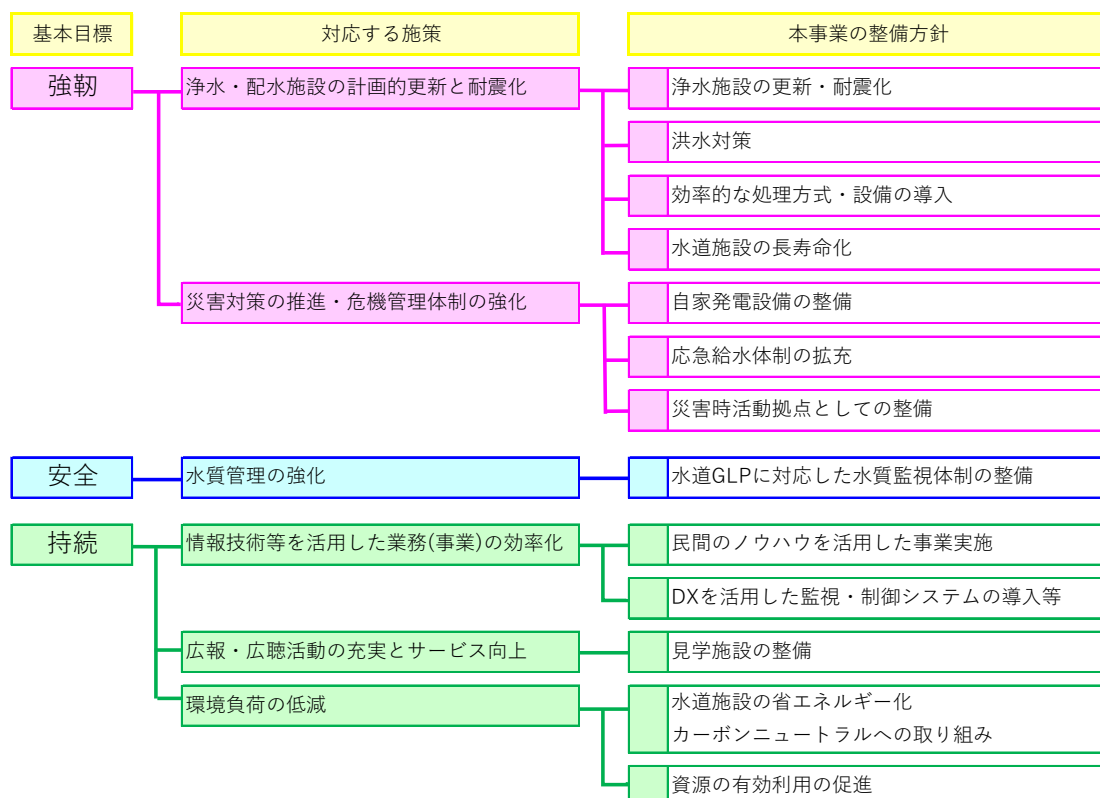
また、姫路市の水需要は、将来的に減少傾向となる見通しであるため、市では、水需要予測に基づいた施設統廃合及び施設規模の適正化を進めているところであり、既設甲山浄水場と同様に市川水系を水源とする保城浄水場及び町裏浄水場と施設を統合する計画である。

市は、既設甲山浄水場の老朽化等の課題を踏まえて施設統廃合計画を策定しており、同計画に基づき本事業において、既設甲山浄水場から約 700m 南に位置する姫路市所有地に、現在と同規模の施設能力 60,000 m³/日の新浄水場を建設し移転する計画である。

市は、「施設の老朽化」、「災害時の体制」、「気象変動に伴う原水の水質の変化」、「組織体制の効率化」等、水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、姫路市水道ビジョンに「強靱」、「安全」、「持続」の3つの基本目標を設定し、本事業を通じて、既設甲山浄水場の耐震化や危機耐性の強化を図るとともに、姫路市内への安定的かつ安全な水道供給及び水道事業運営の効率化を図る方針である。

本事業の実施にあたり、姫路市水道ビジョンに基づく本事業の整備方針を図表 1-1 に示す。

図表 1-1 姫路市水道ビジョンに基づく本事業の整備方針



2 事業の内容に関する事項

(1) 事業の名称

甲山浄水場更新事業 新浄水場建設事業

(2) 事業の対象となる公共施設の種類

水道施設

(3) 公共施設の管理者

姫路市上下水道事業管理者 植田 敏勝

(4) 事業予定地

姫路市豊富町豊富 1610 番地

(5) 既設甲山浄水場の概要

既設甲山浄水場の概要を図表 1-2 に、平面図を図表 1-3 に示す。

図表 1-2 既設甲山浄水場の概要

所在地	姫路市豊富町豊富 1849 番地
完工年	昭和 45 年 (1970 年)
水源	二級河川市川水系市川 (表流水)
施設能力	60,000 m ³ /日
浄水処理方式	凝集沈澱・急速ろ過方式
主要施設	沈砂池、着水井、混和池、高速沈澱池、横流沈澱池、急速ろ過池、浄水池、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機、受変電設備、停電対策設備、監視制御設備、テレメータ設備、管理棟

図表 1-3 既設甲山浄水場の平面図 (イメージ)



(6) 甲山浄水場更新事業等の概要

甲山浄水場更新事業は、本事業と関連事業により構成される。

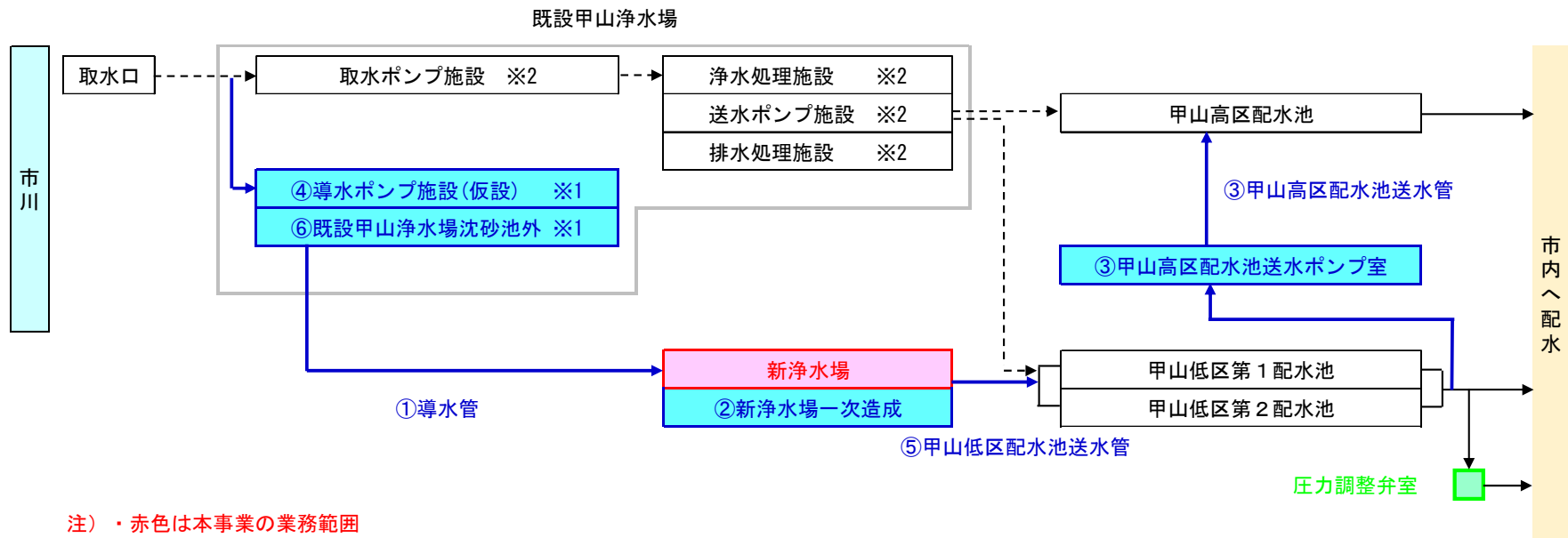
また、甲山浄水場更新事業に関係する事業として甲山浄水場系統の基幹管路を更新する甲山幹線更新事業がある。

本事業を含む甲山浄水場更新事業等の事業内容を図表 1-4 に、全体フローを図表 1-5 に示す。

図表 1-4 甲山浄水場更新事業等の事業内容

事業区分		事業名等	事業内容
甲山浄水場更新事業	本事業	・新浄水場建設事業	・浄水処理施設、排水処理施設、送水施設、管理棟等を整備する。事業予定地にある既設甲山幹線圧力調整弁室の撤去を含む。
	関連事業	・導水管布設工事	・既設甲山浄水場から新浄水場までの導水管の布設を行う。
		・新浄水場一次造成工事	・工事用道路、一部の擁壁の整備及び水路の付替を行う。
		・甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事	・送水ポンプ室の整備及び送水ポンプ室から甲山高区配水池までの送水管の布設を行う。
		・既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事	・導水ポンプを仮設にて整備する。
		・甲山低区配水池送水管布設工事	・新浄水場から甲山低区配水池までの送水管の布設を行う。
	・既設甲山浄水場沈砂池外更新工事	・沈砂池の更新(仮設整備した導水ポンプの移設を含む)及び自家発電設備を整備する。 ・不要な構造物及び設備を撤去する。	
甲山幹線更新事業	・甲山幹線圧力調整弁室更新工事	・市内配水の圧力調整を行う弁室を整備する。	

図表 1-5 甲山浄水場更新事業等の全体フロー



注) ・赤色は本事業の業務範囲

・青色は関連事業の業務範囲 (P6の図表1-7の①~⑥)

・緑色は甲山幹線更新事業の業務範囲

・黒色は既設 (ただし本事業で整備する新浄水場と既存施設との監視・制御に必要な電気計装設備の整備は、本事業に含む。)

※1: ④で仮設置した導水ポンプを⑥の工事で移設し流用する。

※2: ⑥の工事において撤去する。

(7) 事業の範囲

市は、以下の業務を発注する。

① 本事業の整備対象施設

本事業の整備対象施設は、図表 1-6 に示す。

図表 1-6 整備対象施設

施設名
着水井、粉末活性炭吸着設備、混和池、フロック形成池、凝集沈澱池、急速ろ過池、浄水池、凝集用薬品注入設備、塩素処理設備、消毒設備、排水池、排泥池、濃縮槽、脱水機、送水ポンプ設備、電気計装設備、管理棟、屋内配管、屋内バルブ・ゲート設備、場内配管、門扉・フェンス等、応急給水設備等、雨水調整池、場内道路、植栽

② 事業者が実施する業務

事業者が実施する業務は以下のとおりである。

ア 調査業務

イ 設計業務

ウ 建設業務

エ 設計・建設に関連する業務

(8) 施設の整備要件等

施設及び構造に係る要件等の詳細については、要求水準書（案）において示す。

(9) 事業方式の概要

本事業は、設計・施工一括発注方式（Design-Build 方式）とする。

(10) 事業期間

本事業の事業期間は、設計・建設工事請負契約の締結日から令和 12 年度末頃までとする。

(11) 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュール（予定）は以下のとおりとする。

契約締結	:	令和 7 年 4 月
事業期間（基本設計）	:	令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月
（詳細設計・建設）	:	令和 8 年 4 月 ～ 令和 13 年 3 月
（総合試運転期間）	:	令和 12 年 10 月 ～ 令和 13 年 3 月
給水開始	:	令和 13 年 3 月

供用開始 : 令和 13 年 4 月

※浄水処理施設、排水処理施設、送水施設の一連の施設については、総合試運転終了後、部分引き渡しを行い、給水開始することを想定している。

関連事業等のスケジュール（予定）は図表 1-7 に示す。

図表 1-7 関連事業等のスケジュール（予定）

工事名等		工事完了見込み※1
関連事業	① 導水管布設工事	令和 6 年 11 月
	② 新浄水場一次造成工事	令和 7 年度
	③ 甲山高区配水池送水ポンプ室建設工事	令和 8 年度
	④ 既設甲山浄水場導水ポンプ仮設工事	令和 9 年度
	⑤ 甲山低区配水池送水管布設工事	令和 11 年度
	⑥ 既設甲山浄水場沈砂池外更新工事	—※2
甲山幹線更新事業	甲山幹線圧力調整弁室更新工事	令和 9 年度

注) ※1 ⑥以外が遅延することにより本事業に影響を及ぼす場合は市の責任とする

※2 本事業の終了後に実施

(12) 本事業の実施にあたり遵守すべき法規制・適用基準等

本事業を実施するにあたり、遵守すべき法規制及び適用される基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、事業者に新浄水場の設計、建設及び関連する業務を一括して実施することを求めるものである。事業期間が長期間にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力を求める。

したがって、本事業の事業者選定にあたっては、手続きの透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る価格及び提案内容等を総合的に評価する総合評価落札方式（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）による一般競争入札により事業者を選定する予定である。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、図表 2-1に示す。

図表 2-1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和5年12月25日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和6年1月29日	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問の受付締切
令和6年2月22日	実施方針及び要求水準書（案）に関して提出された質問への回答
<u>令和6年3月26日</u>	<u>実施方針（変更版）の公表</u>
令和6年6月 <u>下</u> 旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和6年 <u>7-6</u> 月 <u>下</u> 中旬	入札参加資格に関する質問の受付締切
令和6年 <u>7-6</u> 月 <u>下</u> 旬	入札参加資格に関する質問への回答
令和6年 <u>8-7</u> 月 <u>下</u> 中旬	資格審査書類の受付締切
令和6年 <u>8-7</u> 月 <u>下</u> 旬	資格審査結果の通知
令和6年 <u>9-8</u> 月 <u>下</u> 中旬	入札説明書等に関する質問の、 文書による技術的対話① の受付締切
令和6年 <u>10-9</u> 月 <u>下</u> 中旬	入札説明書等に関する質問への回答、 文書による技術的対話① の内容の公表
令和6年10~11月 <u>下</u> 旬	<u>対面文書による技術的対話②の受付締切の実施</u>
<u>令和6年11月</u> 下旬	<u>文書による技術的対話②の内容の公表</u>
令和7年1月下旬	<u>入札書及び事業提案書の受付締切</u>
<u>令和7年3月</u> 下旬	<u>入札書の受付締切</u>

令和7年 4-3 月上旬	落札者決定
令和7年 4月上旬	設計・建設工事請負契約締結

3 募集及び選定手続等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告を行い、入札説明書等（予定価格を含む）を公表する。

(2) 入札参加資格に関する質問及び回答

入札説明書等における入札参加資格に関する記載内容についての質問を受け付ける。市からの回答は、質問内容とともに公表する。なお、質問受付及び回答公表の日程、質問方法等については、入札説明書等において提示する。

(3) 資格審査書類の受付及び資格審査結果の通知

参加申込者に、本事業に関する資格審査書類の提出を求める。資格審査の結果は、参加申込者に通知する。なお、資格審査書類の提出時期、提出方法、資格審査に必要な書類の詳細は、入札説明書等において提示する。

(4) 入札説明書等に関する質問及び回答

入札参加者から、入札説明書等の記載内容についての質問を受け付ける。市からの回答は、質問内容とともに公表する。なお、質問受付及び回答公表の日程、質問方法等については、入札説明書等において提示する。

(5) 対面文書による技術的対話の実施

入札参加者に対し、要求事項等について理解度を測り、それを深めることで、意思の疎通を図ることを目的として、対面文書による技術的対話を実施する。技術的対話の結果、入札参加者全員に共有すべき情報は公表する。なお、技術的対話の日程、進め方、提出資料等については、入札説明書等において提示する。

(6) 入札書及び事業提案書の受付

入札参加者に対し、入札書及び事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出時期、提出方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

(7) 入札書の受付

入札参加者に対し、入札書の提出を求める。なお、入札書の提出時期、提出方法、提案に必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示する。

~~(7)~~(8) 落札者決定

事業提案書の内容及び入札価格を総合的に評価の上、最も高い総合評価値の入札参加者を落札者として決定する。また、決定後、速やかに落札者に対して決定された旨を通知する。

~~(8)~~(9) 設計・建設工事請負契約の締結

決定した落札者と契約手続きを行う。

4 入札参加資格

本事業は、分担施工方式の共同企業体（以下「乙型 JV」という。）により実施する方式とし、当該入札の参加申込みをするに当たっては、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1) 入札参加者の全体構成

① 入札参加者となる乙型 JV は、以下の構成員から構成されるグループとする。

ア 設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）

イ 建設業務を実施する者（以下「建設企業」という。）

乙型 JV はその構成員の自主結成とする。ただし、乙型 JV の構成員は、本事業において 2 以上の乙型 JV の構成員になることはできない。なお、乙型 JV の 1 構成員が複数の業務を兼ねて実施すること、及び業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。本事業で想定する入札参加者の構成（例）を図表 2-2 に示す。なお、市が落札者と契約を締結後、非落札となった入札参加者の構成員が、契約相手方の業務等を支援及び協力することは可能とする。

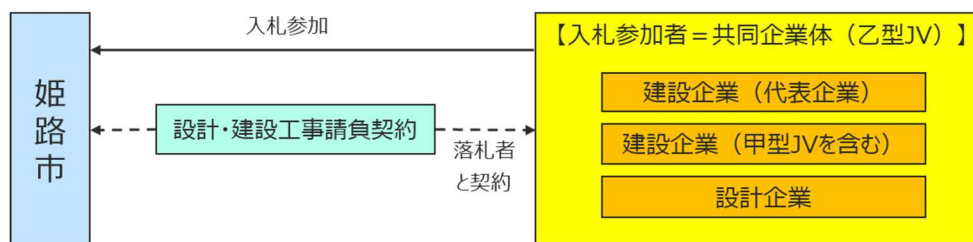
② 乙型 JV の構成員は、各々の分担する建設業務（以下、「分担工事」という。）において、構成員が複数となる場合は共同施工方式の共同企業体（以下「甲型 JV」という。）を結成することを妨げない。

③ 分担工事の各工種において甲型 JV を結成する際の代表者は、出資比率が当該甲型 JV の構成員中最大であること。

④ 乙型 JV の構成員である建設企業のうち 1 者以上は、市内業者（法人にあつては本店等（法人にあつては主たる営業機能を有する本店、個人にあつては主たる事業所をいう。以下同じ。）が姫路市内にあり、市税、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあつては住所及び本店等が姫路市内にあり、市税、消費税、および地方消費税並びに所得税に滞納がない者をいう。以下同じ。）を含めることとし、市内業者が実施する工事額の合計は、建設業務の請負額の 10%以上とすること。

- ⑤ 乙型 JV の構成員のうち、(3)の要件を満たす建設企業の中から代表企業を定める。乙型 JV の代表企業は、入札手続や落札者となった場合の契約事務を含め、市との調整・協議等における窓口役を担うほか、共同企業体内の全ての調整等の責任を負うものとし、市への書類提出及び市からの通知の受理等については、原則として全て代表企業が行う。

図表 2-2 本事業で想定する入札参加者の構成（例）



(2) 乙型 JV の構成員の共通要件

乙型 JV の構成員は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 姫路市上下水道局入札参加資格制限基準（令和 4 年 4 月 1 日制定）に該当しない者
- ② 姫路市上下水道局が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定）第 2 条の規定によりその例によることとされた姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 25 年 4 月 1 日制定）第 3 条に定める排除対象業者に該当しない者
- ③ 法人にあっては、姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者、個人にあっては、市税、消費税及び地方消費税並びに所得税に滞納がない者
- ④ 公告の日から落札決定の日までの間において、次の全てに該当する者
 - ア 姫路市上下水道局指名停止等措置要綱（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止を受けていない者
 - イ 指名停止等措置要綱の規定による指名停止の措置要件に該当しない者
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者又は当該申立てがなされている場合において、国土交通省の一般競争参加資格の再認定を受けている者
- ⑦ 本案件に係る他の乙型 JV の各構成員との関係が次のアからウまでのいずれにも該当しない者（アからウまでに該当する者の全てが、乙型 JV の代表者以外のものであること）

構成員である場合を除く。)

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- a 組合とその組合員
- b 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

⑧ 乙型JVの各構成員は、互いに資金関係又は人的関係等において関連がないこと。

⑨ 次に掲げる本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本関係又は人的関係等において関連が認められない者。

株式会社東京設計事務所

（所在地：東京都千代田区霞が関三丁目7番1号）

森・濱田松本法律事務所

（所在地：東京都千代田区丸の内二丁目6番1号）

株式会社日本総合研究所

（所在地：東京都品川区東五反田二丁目18番1号）

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

（所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番2号）

⑩ 市が本事業のために設置する「新甲山浄水場建設事業者審査委員会（以下「事

業者審査委員会」という。)の委員又はこれらの者と資本関係又は人的関係等のある者でないこと。なお、本事業について委員と接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(3) 代表企業の要件

乙型 JV の代表企業は、前記(2)の要件に加え、以下の資格等を有している者でなければならない。

~~① 公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。以下同じ。）が発注した平成15年度（2003年度）以降の完了実績で、公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体として施工した建設実績（新築又は改築に限る。）を有すること。~~

~~② 上記①の実績について、共同企業体等の構成員として施工した場合においては、出資の割合または分担工事額の割合が施工全体の10分の2以上で施工したことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限る。~~

④① 公告日において姫路市上下水道局競争入札の参加資格等について（令和4年4月1日制定。以下「告示第3号」という。）第4項の規定により、「水道施設工事」についての業者登録名簿に登録されていること。なお、代表企業が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。

④② 令和6年度の競争入札の参加者の格付基準とした建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に定める様式第25号の15（以下「経営事項審査結果通知書」という。）において、水道施設工事の総合評定値（令和6年度の競争入札の参加者の格付基準とした経営事項審査結果通知書における総合評定値をいう。以下同じ。）が1300点以上あること。

④③ 電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた認定認証事業者が発行したもので、業者登録名簿に登録された代表者（委任先を設けている場合は受任者）の名義で取得したものをいう。）を格納したICカードで、入札書の提出期間において有効なものを取得し、その情報を兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）に登録している者又は当該登録がされていない場合において、入札参加申込みの満了時まで電子入札システムに登録することができる者。

(4) 設計企業の要件

乙型 JV の構成員の設計企業は1者とし、前記(2)の要件に加え、以下の資格等を

有している者でなければならない。

- ① 公共機関等（一般財団法人日本建設情報総合センターが定める建設実績情報のコリンズ・テクリス登録システム利用規約（令和5年8月21日施行）第3条第10号に掲げる機関をいう。以下同じ。）が発注した平成15年度（2003年度）以降に受注又は完了した実績で、公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする実施設計（新築又は改築に限る。）の実績を有すること。公共機関等が発注した平成15年度（2003年度）以降の完了実績で、公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体の実実施設計（新築又は改築に限る。）としての履行した実績を有すること。
- ② 上記①の実績について、共同企業体等の構成員として設計を受注又は完了した場合においては、契約当初において、出資の割合または分担設計額の割合が設計全体の10分の5を超える設計を完了又は受注したことを証明できる場合に限る。出資の割合又は分担設計額の割合は、契約時点における契約書の写しとその割合が分かる共同企業体協定書の写し等を提出すること。上記①の実績について、共同企業体等の構成員として設計した場合においては、出資の割合または分担設計額の割合が設計全体の10分の5を超える設計をしたことを証明できる場合（契約書の写しの提出等）に限る。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 技術士法（昭和58年法律第25号）に定める技術士（以下「技術士」という。）で、上水道及び工業用水道の選択科目を選択し、上下水道部門の資格を有する者が2人以上在籍していること。なお当該技術士を、本事業の管理技術者及び照査技術者として、各々1名以上を配置することとし、兼務は認めない。
- ⑤ 公告日において、告示第3号第4項の規定により「土木コンサルタント」の業種及び「上水道及び工業用水道」の詳細業種についての業者登録名簿に登録されていること。
- ⑥ 姫路市上下水道局競争入札の参加者の格付基準等について（令和5年姫路市上下水道局告示第20号。以下「告示第20号」という。ただし、公告時において、本告示の改正等があった場合については、改正後の告示の内容によるものとする。以下同じ。）第1項の規定によりその例によることとされた競争入札の参加者の格付基準等について（令和5年姫路市告示第135号。以下「告示第135号」という。ただし、公告時において、本告示の改正等があった場合については、

改正後の告示の内容によるものとする。以下同じ。) 第2項に規定する土木コンサルタントのランクがAランクであること。

(5) 建設企業の要件

乙型JVの構成員(代表企業を含む。)の建設企業は、前記(2)の要件に加え、以下の資格等を有している者でなければならない。

- ① 乙型JVの構成員(代表企業を含む。)の建設企業のうち1者は、公共機関等が発注した平成15年度(2003年度)以降に受注又は完了した実績で、公称能力10,000 m³/日以上浄水能力を有する浄水場において、「凝集沈澱池」及び「急速ろ過池」を一体とする建設実績(「水道施設工事」、「土木一式工事」又は「機械器具設置工事」のいずれかの業種での新築又は改築に限る。)を有すること。
- ② 上記①の実績について、共同企業体等の構成員として施工を受注又は完了した場合においては、契約当初において出資の割合または分担工事額の割合が施工全体の10分の2以上で施工したことを証明できる場合(契約書の写しの提出等)に限る。出資の割合又は分担工事額の割合は、契約時点における契約書の写しとその割合が分かる共同企業体協定書の写し等を提出すること。
- ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定に基づく「水道施設工事」、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」及び「電気工事」につき、各々の分担工事について特定建設業の許可を受けていること。なお、構成員の1者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。
- ④ 公告日において告示第3号第4項の規定により、各々の分担工事の工種に応じた業種(「水道施設工事」、「土木工事」、「建築工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」をいう。以下同じ。)についての業者登録名簿に登録されていること。なお、構成員の1者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。
- ⑤ 入札参加申込期間の満了時において有効な経営事項審査結果通知書(「その他の審査項目(社会性等)」の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっていること。)の写しを姫路市上下水道事業管理者に提出できる者。ただし、提出された経営事項審査結果通知書が契約予定日において有効でない場合は、別途本市が指示する日までに有効な経営事項審査結果通知書を提出すること。
- ⑥ 各々の分担工事における経営事項審査の総合評定値について、乙型JVの構成員が「水道施設工事」、「土木一式工事」、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」、「電気工事」のそれぞれについて以下の条件を満たすこと。なお、構成員の1

者が複数の分担工事を兼ねることは妨げない。

	業種	点数
代表企業	水道施設工事	1300 点以上
構成員	水道施設工事※	1000 点以上
	土木一式工事	1200 点以上
	建築一式工事	1200 点以上
	機械器具設置工事	1000 点以上
	電気工事	1000 点以上

※水道施設工事については、代表企業のみ参加も可とする。

⑤⑦上記⑥④の要件を満たす構成員に加え、土木工事及び建築工事については、市内業者で告示第 20 号第 1 項の規定によりその例によることとされた告示第 135 号第 1 項に規定する当該業種のランクが A ランクである者を構成員とすることができるものとする。

(6) 入札参加資格の確認

① 入札参加資格確認基準日

入札参加資格を有することを確認する際に基準とする日（以下「入札参加資格確認基準日」という。）は、資格審査書類の受付締切日とする。

② 入札参加資格確認基準日以後の取扱い

ア 入札参加資格確認基準日以後に行う乙型 JV の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

イ 入札参加資格を有するとの確認を受けた乙型 JV の構成員が、「第 2-4 入札参加資格」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合（以下「参加資格要件を満たさない場合」という。）は、当該乙型 JV は、入札参加資格を失うものとする。ただし、参加資格要件を満たさない場合に該当する乙型 JV の構成員が代表企業以外である場合であって、落札者決定の前日までに当該乙型 JV から構成員変更の申出を受けたときは、市と当該乙型 JV とで協議を行い、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更についてやむを得ない理由があり、当該乙型 JV の構成員の除外又は変更により入札参加資格を満たし、かつ、事業提案書の提出後においては当該事業提案書の内容に即して本事業が遂行されると市が認めた場合に限り、引き続き入札参加資格を有するものとする。

5 事業提案の審査に関する事項

(1) 事業者審査委員会の設置

学識経験者等により構成する事業者審査委員会を設置する。なお、事業者審査委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

(2) 審査の内容

事業者審査委員会は、事業提案書の内容について定性的評価を行い、価格については定量的評価を行って、総合的な評価を行う。審査内容の詳細は、入札説明書等で示す。

(3) 審査手順に関する事項

次の手順により審査を行うこととする。なお、事業提案書の内容について入札参加者に対し明瞭化を求めることがある。また、下記の手順により総合的な評価を行う。評価項目（案）を図表 2-3 に示す。

① 基礎審査

事業提案書に基づき、提案内容が要求水準を満たしているか審査する。満たしていないと判断する場合には失格とする。

② 定性的評価

事業提案書に基づき、以下のような項目について提案内容を勘案して評価する。定性的評価方法の詳細については、入札説明書等で示す。

図表 2-3 評価項目（案）

大項目	中項目
設計・建設に関する項目	水処理機能に関する事項
	平常時及び非常時の施設の安定性に関する事項
	設計・建設の詳細に関する事項
	水処理の安定性確保を考慮した施工管理に関する事項
	維持管理性に関する事項
	保全管理計画、マニュアル等作成業務に関する事項
その他の項目	基幹浄水場として求める付加機能に関する事項
	地域貢献に関する事項
	社会貢献に関する事項

③ 定量的評価

入札書に記載する入札価格を基に評価する。なお、入札価格が予定価格を超えた場合は失格とする。定量的評価方法の詳細については、入札説明書等で示す。

(4) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価について、市のホームページに公表する。

6 提出書類の取扱い

(1) 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属する。また、事業提案書の著作権は入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときには、入札参加者に確認の上、市は提案資料の全部又は一部を無償で使用できる。

(2) 特許権等

事業提案書の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料及び施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクの分類と市と事業者での分担

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切かつ低廉に各リスクを管理することのできる主体が当該リスクを負担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の高効率化を図り低廉で質の高い業務を提供することを基本とする。従って、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。

ただし、市がリスクを負担すべき合理的な理由がある事項については、市がリスクを負担するものとする。

(2) 予想されるリスクの分担

市と事業者のリスク分担を図表 3-1、図表 3-2 に示す。なお、当該リスク分担表は現段階の案であり、実施方針への質問回答や市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に公表する設計・建設工事請負契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化する。

図表 3-1 リスク分担表（案）

項目	内容	リスク分担		
		市	事業者	
共通	入札説明書	入札説明書、要求水準書等の記載内容の変更、記載内容の誤り	○	
	契約締結	事業者の帰責事由による契約締結の遅延・中止		○
		上記以外による契約締結の遅延・中止	○	
	許認可取得	事業者が取得すべき許認可の遅延		○
		市が取得すべき許認可の遅延	○	
	政治	市の政策変更等による事業の中断・変更	○	
		対象施設の統合・廃止による事業の中断・変更	○	
		事業縮小・拡充に伴う、事業範囲の変更	○	
	法令	一般に適用される法令・許認可の変更		○
		本事業に直接影響する法令・許認可の新設、変更	○	
	税制	事業者側の利益に関する税制度の新設・変更		○
		上記以外の税制度の新設・変更	○	
	第三者賠償	事業者の帰責事由による第三者賠償		○
		市の帰責事由による第三者賠償	○	
	住民対応	本事業に対する住民反対運動	○	
		事業者が実施する業務に起因する住民反対運動		○
		市が実施する業務に起因する住民反対運動	○	
	環境問題	事業者が実施した業務に起因する環境の悪化		○
		市が実施した業務に起因する環境の悪化	○	
	安全確保	事業者の帰責事由により生じた事故		○
市の帰責事由により生じた事故		○		
物価変動	事業期間中の物価変動（インフレ/デフレ）	○	△	
債務不履行	事業者の帰責事由による事業の中止・延期		○	
	市の帰責事由による事業の中止・延期	○		
不可抗力	戦争、暴動、風水害、地震他、市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由	○	△	

○：主たるリスクの負担者

△：従たるリスクの負担者

図表 3-2 リスク分担表（案）

項目		内容	リスク分担	
			市	事業者
設計段階	測量・調査	市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	○	
		上記以外の測量・調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	事業者からの請求による変更、不備		○
		市の請求による変更、不備	○	
水質変動	原水水質の要求水準における前提条件を超過した変動による能力不足	○		
建設段階	用地	事業用地の確保	○	
		事業用地以外に工事で使用する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、土壌汚染、不発弾等）	○	
	工事遅延	事業者の帰責事由による工事遅延		○
		市の帰責事由による工事遅延（関連事業の遅延等）	○	
	工事監理	工事現場管理に関するもの		○
		工事監理に関するもの	○	
	工事費増大	事業者の帰責事由による工事費等の増大		○
		市の帰責事由による工事費等の増大	○	
	新浄水場への切替作業	事業者の帰責事由による工事費の増大、遅延（新浄水場の設備不良に関するもの）		○
		市の帰責事由による工事費の増大、遅延（既設甲山浄水場の設備不良に関するもの）	○	
	ユーティリティ等	薬品、電気、燃料、通信等の調達手続		○
		試運転により生じる汚泥の処理		○
試運転に必要な原水の調達		○		
性能未達	要求性能の不適合（施工不良を含む）に関するもの		○	

○：主たるリスクの負担者

2 支払いに関する事項

事業者が行った設計業務・建設業務に対して、市は対価の支払を行う。事業者は、年度ごとに出来高に応じて対価の支払を受ける。ただし、市があらかじめ設定した支払限度額を超えた場合は、支払限度額を上限として支払を受ける。

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、入札公告時に提示する設計・工事請負契約書（案）において詳細を示す。

3 設計・建設業務の水準

本事業において要求する設計・建設業務の水準は、要求水準書（案）で示す。

4 事業の実施状況の監視

市は、事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準書（案）及び事業者の事業提案書の内容に基づき契約において定められた設計・建設業務の水準が達成されているかどうかについて、履行内容の定期確認を実施する。

また、市が事業者の報告内容が事実行為として行われているか等の確認が必要と考える場合においては、随時に現場への立入りによる事実の確認を行うことができることとする。事業者は、市の求めに応じて、市が行う監視に協力すること。

第4 契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

本事業に関する契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、契約に規定する具体的措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業に関する契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第5 本事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業者によって提供される設計・建設業務の安定性、継続性を確保するため、契約において、本事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 事業の継続が困難となる場合の事由及び措置

事業の継続が困難となった場合の取り扱いについては、入札説明書等に示す。

~~第6 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・質問事項~~

~~1 意見・質問の受付~~

~~実施方針及び要求水準書（案）に記載された内容に関する意見・質問を次の要領で受け付ける。なお、これ以外による意見・質問の提出は無効とする。~~

~~○受付方法：意見・質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見書（様式1）に記入し提出することとし、使用する様式のファイル形式（Microsoft Excel形式）及びファイル中の書式は指示がある以外の方法で変更しないこと。~~

~~○提出方法：電子メール sui-skeikaku@city.himeji.lg.jp~~

~~○宛先：姫路市上下水道局 水道部 水道施設計画課~~

~~○締切日時：令和6年1月29日（月）午前10時~~

~~2 意見・質問への回答~~

~~実施方針及び要求水準書（案）に関して提出された意見・質問に対する回答は、令和6年2月22日（木）に、市のホームページで公表する予定である。なお、質問者の公表は行わない。~~

第7第6 その他、事業の実施に必要な事項

1 債務負担行為

本事業に関する予算措置は、令和6年度の予算において、債務負担行為を定めるよう手続をするものとする。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページを通じて行う。

<姫路市ホームページ>

<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000014529.html>

3 本事業において使用する言語と通貨単位

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

5 問い合わせ先

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・担 当 部 局 姫路市上下水道局 水道部 水道施設計画課・郵 便 番 号 〒670-8501・住 所 姫路市安田四丁目1番地・電 話 番 号 079-221-2835・F A X 番 号 079-221-2723・電子メール sui-skeikaku@city.himeji.lg.jp |
|---|